

各種お申し込み、お問い合わせの際は

お客様センターをご利用ください **お問い合わせ先** お客様センター ☎077-528-2603

企業局では、お客さまにわかりやすく、より迅速・丁寧な対応を行うため「お客様センター」を設置しています。ぜひ、ご利用ください。

場所：市役所新館1階（受付時間 8:40～17:25）※平日の電話受付時間は8:40～18:30です。

こんな時はお電話を！ ☎ 077-528-2603

土日・祝日もOK!
(1月1日～3日は除く)

使用開始申し込み

- 引っ越しや短期間使用（清掃等）で水道等（水道、下水道、ガス）をご使用になるとき

※ガスの使用開始の際は、ガス漏れ検査やガス器具の点火確認を行うため、お客さま宅にお伺いします。必ず立ち会いをお願いします。

使用休止申し込み

- 引っ越しや転出のために水道等のご使用を止めるとき
- 長期間留守になるため水道等を一時休止されるとき

料金、使用量について

- ご使用施設の料金、使用量に関するご質問

料金等のお支払い関係

- ご使用者名を変更したいとき（死亡、結婚、離婚等）
- 通知書等の送付先を変更したいとき（自治会の役員交代等）
- 支払い方法を変更したいとき（クレジット払い申し込み・解約、納付書払い）

※口座振替の申し込み（変更）は、金融機関へ

お問い合わせの際は、検針時にお渡ししている「水道・ガス等ご使用量のお知らせ」の「ご使用番号」をお知らせいただきますと、お手続きがスムーズです。

また、使用開始・休止手続きは、3・4月は引っ越しシーズンで混み合いますので、**実施日の3日前までの連絡にご協力ください。**

●使用開始・休止はインターネットでもお申し込みいただけます。

◆ 開栓の場合はこちらをスマートフォンで読み込んでください →



◆ 閉栓の場合はこちらをスマートフォンで読み込んでください →



◆ パソコンの場合は、

大津市電子申請

検索

と検索してください。

※水道・ガスの故障、修理についてのご相談は**安全サービス課**へ ☎ 077-528-2607

井戸水等をご使用のみなさまへ

お問い合わせ先 料金収納課 ☎077-528-2014

公共下水道に接続済みの施設（家や事業所など）で、井戸水や雨水などをお風呂やトイレ、または工場等でご使用されている場合、ご使用になった後の水（汚水）が公共下水道に流れていませんか？

このように、日常生活や事業を行っている中で使用され、公共下水道へ流された井戸水等（汚水）には、下水処理するための料金（使用料）がかかりますので、届出をしていただく必要があります。

一方、庭や畑などの散水、工場内の機器等に大量の水道水をご使用の場合は、下水道に流れない量が明確であれば、その分の使用量を減らせる場合もあります。（お客様には、メーター設置の費用、毎月の使用量報告が必要になります。）

詳しくは、料金収納課（検針グループ）☎ 077-528-2014までご連絡ください。

ガスの安全点検とは？

お問い合わせ先 ガス施設課 ☎077-528-2610

お客さまにガスを安全に安心してお使いいただくため、お客さま宅のガス配管やガス機器に異常がないか、ガス事業法に基づき約3年に1度行っている点検です。（点検費用をいただくことはございません。）

● 点検内容

①内管漏えい検査

ガスを一時停止し、ガス漏れ検知器による検査や配管内の圧力測定により、ガス漏れの有無を確認します。

②消費機器調査

ガス機器の設置状況の調査や給排気設備に不備がないか等を確認します。

③安全使用周知

点検終了後、点検結果をご説明します。また、ガスの安全使用のご案内をします。



台所等の屋内に入り点検作業をさせていただきますので、お立ち会いのご協力をお願いします。所要時間は15～20分程度です。

点検には、企業局が業務を委託している委託先の点検員がお伺いします。点検員は、**業務委託証**（身分を示す証明書。右記参照）を携帯しています。



● 点検予定地域

3～6月の予定は次の地域です。（地域によっては、一部変更になる場合があります。）

点検月	地 域
3月	音羽台、朝日が丘一丁目～二丁目、本宮一丁目～二丁目、中央一丁目～二丁目
4月	中央三丁目～四丁目、京町一丁目～四丁目、島の関、浜町、浜大津一丁目、浜大津五丁目、石場松本一丁目～二丁目、打出浜
5月	西の庄、におの浜一丁目～四丁目、由美浜
6月	馬場一丁目～三丁目、鶴の里、竜が丘、木下町、池の里

※メーター検針時の「**ご使用量のお知らせ**」に安全点検の予定を記載しています。

水質検査計画を公表します

お問い合わせ先 水質管理課 ☎077-524-1644

お客様に安心して水道水をご利用していただくため、水質管理課では水道に関するさまざまな水質検査を行っています。

その検査の内容を定めた平成28年度水質検査計画は3月に企業局ホームページに掲載するほか、浄水管理センター（水質管理課）でもご覧になれます。